令和５年度（2023年度）第１回 北海道発達支援推進協議会 議事録

日　時：令和５年(2023年)８月２日(水) 18：00～19：30

会　場：オンライン開催

出席者：別添「構成員等名簿」のとおり

議　題：別添「次第」のとおり

≪開　会≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

ただ今より、令和５年度 第１回 北海道発達支援推進協議会を開催いたします。本日、議事に入るまでの進行を務めます、保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課課長補佐の冨加見です。どうぞよろしくお願いいたします。開会にあたり、障がい者保健福祉課精神医療担当課長の河谷より、一言、御挨拶を申し上げます。

【障がい者保健福祉課 精神医療担当課長 河谷】

道庁保健福祉部障がい者保健福祉課で精神医療担当課長をしている河谷と申します。北海道発達支援推進協議会の開催に当たり、一言、御挨拶申し上げます。

皆様には、日頃から、本道の保健福祉行政の推進につきまして、格別の御支援、そして、御協力をいただき、誠にありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中御出席いただきまして、重ねてお礼申し上げます。

本協議会ですが、昨年度と同様に、構成員の皆様が参加しやすい会議となるよう、オンラインによる開催とさせていただきました。オンライン開催の特性上、運営にあたり何かと御面倒をおかけいたしますことを予め御容赦いただければ幸いです。

さて、本協議会は、障がいや発達に遅れのあるお子さんが、地域で必要な支援を受け、幼児期から学齢期、成人期への育ちにつなげる支援の体制整備や施策の推進に関し、　有識者の皆様から御意見を伺い、また、意見交換等を行うために開催しているところでございます。

今年度につきましては、道の障がい者基本計画や障がい福祉計画の最終年であり、同時に、令和６年度からの次期計画の策定に向けた検討を行う必要があることから、皆様から様々な御意見を伺いし、 計画策定の参考にさせていただきたいと考えております。

また、次期計画の検討に向けまして、道の発達障がい施策の概要のほか、児童発達支援に関する計画の成果目標など、道内の現状や課題について、後ほど事務局から御説明の上、御議論をお願いしたいと考えておりますので、皆様には、それぞれのお立場から、忌憚のない御意見をいただきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

続きまして、構成員の紹介に入らせていただきます。本日出席している構成員の皆様を、名簿の記載順に従い、御紹介させていただきます。

≪別添「構成員等名簿」に基づき、各構成員を御紹介≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

以上、合計９名全員の出席となっております。なお、事務局参加者につきましては、時間の都合上、紹介を割愛させていただきます。

議事に入る前にいくつか事務局より留意事項を御案内させていただきます。まず、本協議会の内容を議事録として整理保存するため、録画・録音させていただきますので、予め御了承ください。

また、本日はオンラインでの開催となることから、発言される際には、どなたが発言されているか確認できるよう、発言前に御所属と氏名を、お手数ですが毎回名乗っていただきますよう、御協力をお願いします。

≪座長の指名≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

それでは、最初に開催要領第４（２）に基づき、事務局より座長を指名させていただきます。事務局としては、昨年度も座長を務めていただいた山本様に、今年度も引き続き座長をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

≪構成員一同 賛同≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行を座長の山本様にお願いしたいと思います。山本座長、よろしくお願いいたします。

≪報告事項≫

【山本座長】

それでは、ここから、私の方で、議事を進めさせていただきます。本日の終了予定時刻は、20:00となっておりますので、定時の終了について、御協力をお願いいたします。

事務局からは、次第のほか、協議会のタイムスケジュールが示されておりますので、それに沿って進めてまいります。

次第「２ 議事」に入りまして、本日は、(1)報告事項、(2)次期計画の策定、(3)道の施策、(4)計画の基本的考え方の大きく４点について、議事を進めてまいります。それでは、早速（1）の「報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

障がい者保健福祉課発達支援係の岩山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、北海道の組織機構の改正について御説明いたします。資料１の１ページ「子ども基本法の概要」ですが、国におきまして、本年４月にこども基本法が施行され、同時期にこども家庭庁設置法が施行され、子ども家庭庁が設置されました。

資料１の２ページ「こども家庭庁の組織・事務・権限について」ですが、子ども家庭庁の内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の３部門体制となっております。子ども家庭庁の発足により、内閣府、文部科学省、厚生労働省の業務が一部移管され、厚生労働省においては、子ども家庭局が所掌する事務及び障害保健福祉部が所掌する障がい児支援に関する事務が子ども家庭庁に移管されております。

資料１の３ページ「令和５年６月からの道の子ども関連組織について」ですが、このような国の動向を踏まえ、道においても子ども施策を推進していくため、令和５年度に従前の子ども未来推進局とその下部組織である子ども子育て支援課を廃止し、新たに子ども政策局を設置、その下部組織に子ども政策企画課、子ども家庭支援課の２課を新たに配置しました。

それに伴い、旧子ども子育て支援課で行ってきた業務の他に、障がい者保健福祉課で行ってきた業務の一部、また環境生活部の業務の一部が子ども家庭支援課に移管されています。

資料１の４ページ「令和５年６月からの障がい児支援に係る所掌事務の移譲について」ですが、障がい者保健福祉課発達支援係が行ってきた業務のうち、主なものとして、聴覚障がい児支援や障がい児等支援連携体制整備事業（教育と福祉の連携関係）、また、事業指導係が所管していた障害児入所施設・障害児通所支援事業所の指定事務等が子ども家庭支援課の障がい児支援係に移管されています。

これで、機構改正についての説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

≪構成員一同 意見等なし≫

≪次期計画の策定①≫

【山本座長】

続いて、（２）次期計画の策定に関し、まず、「ア 道の障がい者関連計画の策定について」について、事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

次に、「道の障がい者関連計画の策定について」御説明させていただきます。それでは資料２について説明させていただきます。

１ページ目の「１ 計画の統合」について、「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計画」を統合することとしておりますが、この件に関しましては、令和４年12月開催の「北海道障がい者施策推進審議会」において協議済みであり、統合にあたっては障がい福祉計画をベースに統合することにしております。

「２ 計画の名称」につきましては、今後の検討とさせていただきます。

「３ 計画の期間」につきましては、国においては、３年を一期としての策定を基本としておりますが、都道府県及び市町村の実情に応じ、柔軟な期間設定が可能となっております。道としては、３年毎の計画の見直しでは、サイクルが異なることで計画策定に係る負担が大きいことにより、検証が不十分なまま次の計画の策定作業に追われることなどを考慮し、全体的な改定は６年とし、３年の中間見直しとして指標等の見直しを図ることとしたいと考えております。

「４ 策定等の考え方」については、（１）施策の推進項目につきましては、柱立てを障がい者基本計画として、障がい福祉計画の該当部分を移行すること、（２）障がい福祉計画にない項目や、内容については、障がい者基本計画から移行することとなっております。

２ページ目の「５ 計画の内容」についてですが、右側の新しい計画として、「第３期北海道障がい者基本計画」、「第７期北海道障がい福祉計画」、そして、「第３期北海道障がい児福祉計画」、「第６期北海道障がい者就労支援推進計画」を網羅する内容となります。

３ページ目の「６ 計画の検討組織」についてですが、本会の親会にあたります「北海道障がい者施策推進審議会」で総括的な協議を行うこととし、本会を含む各部会等において、専門の内容を検討していただくこととしております。

「７ 今後の北海道発達支援推進協議会の主なスケジュール予定」でありますが、本日の本協議会開催以降、第２回目を９月中旬から下旬に、計画の基本的な素案を協議いただき、３回目は１２月中旬に計画案を協議いただくこととしております。

以上で、道の障がい者関連計画の策定についての説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

≪構成員一同 意見等なし≫

≪次期計画の策定②≫

【山本座長】

続いて、（２）イ「国の基本指針の見直し及び道の障がい者関連計画への反映について」事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

国の基本指針の見直し及び道の障がい者関連計画への反映について説明します。

資料３です。国の基本指針の見直しについて、５月に告示されておりまして、１ページ目に先ほど説明した計画期間の考え方や、14点の見直しのポイント、２ページ目に令和８年度末までの成果目標が示されております。関連部分について２ページ目の赤字で示されている「⑤障害児支援の提供体制の整備等」の部分となります。

続いて、資料３－１の骨格案について、次期計画は、先に御説明しました「北海道障がい者基本計画」と「北海道障がい福祉計画」の２つの計画を統合し、第１章の計画の基本的事項から第７章のサービス量の見込みと基盤整備の構成になっております。章毎の柱では、「第６期北海道障がい福祉計画」を基本とし、章の中の節の内容を一部入れ替えた内容となっています。関連部分は赤字で示されております「第４章 第３節 １　障害児支援の充実」、「２ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」となっております。

続いて、資料３－２、計画を推進させていくための具体的な推進項目と推進施策案の内容についてですが、統合計画の推進項目と推進施策は、「第６期北海道障がい福祉計画」を基本として整理していくこととし、今後の総合計画の素案作成までの間に、障がい福祉計画で抜けている施策のうち、基本計画の中から必要と考える施策について追加作業を進めることになります。関連部分は赤字で示されております「第３節 １ 障がい児支援の充実」、「２ 発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」となっております。

続いて、資料３－３「成果目標」についてです。基本的には国の指針に基づき数値を設定することとしております。関連する指標につきましては、赤字で示されております「５ 障がい児支援の提供体制の整備目標」の部分が該当します。こうした国の指針を基本に設定することになりますが、道の地域性や現状を考慮し、道の計画としての成果目標の設定について、今後議論・検討することになります。

最後に資料３－４「サービス量の見込みと基盤整備案」について、設定されているところでございます。サービス見込み量についても、こうした国の指針を基本に設定することになりますが、こちらも道の地域性や現状を考慮し、この計画としてサービス量の見込みの設定について、今後検討していきます。

以上で、国の基本指針の見直し及び道の障がい者関連計画への反映についての説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

≪構成員一同 意見等なし≫

≪道の施策（実績）①≫

【山本座長】

続いて、（３）ア「発達障がい施策の概要について」事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

道の発達障がい施策の概要について、御説明します。資料４を御覧ください。

道の発達障がい施策は、令和３年から５年度を計画期間とする、「第２期北海道障がい児福祉計画」において、アンダーラインで示しているとおり、「発達障がいへの理解を促進する取組を進める」ほか、道が設置する、「発達障害者支援センター」が、事業所等への専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等を促進するとしています。本資料は、道が行っている発達障がい施策を、区分毎に、概要、実績、令和４年度の実施状況をまとめたものです。

まず、区分①、「北海道発達障害者支援センター運営事業」について、説明します、資料４－１を、御覧ください。１番に「概要」を記載しています。発達障害者支援センターは、「発達障がい者及びその家族等に対する支援を総合的に行う拠点として、発達障がい者等に対して、専門的観点から支援を行うとともに、市町村の体制整備並びに関係機関等との連携強化等によって、発達障がい者等に対する、道内の支援体制の整備を推進し、発達障がい者等の福祉の向上を図る」ことを目的に、道内３つの社会福祉法人に、その運営を委託して、函館・帯広・旭川に設置しています。

続いて２番は、「第６期障がい者福祉計画」に記載された発達障害者支援センターに関する記述を抜粋したものです。続いて、裏面、３番に、３つのセンターの「相談等実績」をまとめた表を記載しています。

資料４に戻ります。１ページ目の②のペアレントメンターですが、「発達障がいのある子どもを持つ親の不安や悩みを軽減し、子どもに適切な療育を早期に提供するための環境を整備することが必要であることから、同様に障がいのある子を育てた経験を基に相談相手となる親（ペアレントメンター）を養成・派遣し、発達障がいのある子どもを持った家族を支援する体制を整備する」としており、メンターとなる方に対し基礎研修、応用研修を行い、全国で個別相談、集団相談を行っております。

次に、２ページ目、「③発達支援研修会」と、「④発達障がい理解促進啓発事業」についてです。それぞれ、概要のアンダーラインに示すとおり、「発達支援研修会」は、「子どもの発達支援に関わる職員の資質向上」を目的に実施しており、「発達障がい理解促進啓発事業」は、「発達障がいについて、広く道民の方々に理解を広める」ことを、目的に実施しております。両施策共に、コロナ禍を機に、令和２年度以降、動画配信形式で実施しています。

令和４年度の実施状況ですが、「発達支援研修会」では「信州大学医学部子どものこころの発達医学教室」の新美 妙美 先生に、「家族と共に取り組む発達障がい支援」をテーマに講演いただいた動画をYouTubeにより配信しました。

また、「発達障がい理解促進啓発事業」では、北海道大学名誉教授であり、「こころとそだちのクリニックむすびめ」の院長である田中 康雄 先生に「大人の発達障がい」をテーマに講演いただいた動画をYouTubeにより配信しました。

続いて、⑤「発達支援関係職員実践研修」についてです。当研修は、教育庁と連携して「関係機関における子どもの発達支援に関する理解、実践的な支援技術の向上」を、目的に実施しているもので、１４振興局で年各１回、実施しています。令和４年度の実施状況に、渡島総合振興局の事例を記載しています。

⑥は、「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」の普及啓発に関する取組で、国が作成した啓発用のポスターを、年に１度、各市町村や振興局等に配布しています。

次に３ページ目、⑦です。資料の「概要」に記載した内容のパネルを、振興局や市町村に貸し出し、各地で、発達障害の理解促進を目的にした、パネル展を開催しています。実績、令和４年度の実施状況は、記載のとおりとなっています。

⑧、⑨ですが、道では、発達障がいの特性等について紹介するパンフレットを作成しております。また、ペアレントメンターについて紹介するパンフレットも作成しております。これらは、実績に記載のとおり、適宜、関係機関等に配布する等して、活用しています。

最後に、発達障がい診療検討部会の開催状況について御説明します。資料４－２を御覧ください。発達障害診断に係る待機解消を図るため、北海道発達支援推進協議会に検討部会を設置し、実態把握や課題分析を行い、道として実施すべき施策の検討を行っているところです。構成員は、本協議会の構成員である山本様、柳生様、長江様の他、医師として氏家様、佐々木様、学識経験者として安達様に参画いただているところです。

構成員の意見を踏まえて、診断待機となった児童の受診連携、診断名、合併症の状況、知的水準、診断した理由について、調査を実施しました。その結果について、本年３月１４日（火）に、部会を開催し説明したところですが、「子の診断前の親支援のために、なにができるのか」というところが、議論の中心となっているところです。

今後については、前回の部会の意見を踏まえて、短期間で実現しそうなもの、長期間の協議な必要なものなどを整理し、先ずは短期間で実現可能な施策について、検討してまいりたいと考えております。

以上で、道の発達障がい施策の概要について説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

≪構成員一同 意見等なし≫

≪道の施策（実績）②≫

【山本座長】

続いて、（３）イ「児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等について」事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標等について御説明します。資料５を御覧ください。

「１ 児童発達支援センターの概要」ですが、児童発達支援センターは平成24年の改正児童福祉法の施行により創設されましたが、24年当時の考え方では、センターの役割として、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされ、国の基本的な方針においても、①「障害の重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化」を図った上で、②「地域における中核的な支援施設」として、一般の「事業所と密接な連携」を図るものとされておりました。

設置基準における児童発達支援事業所と児童発達支援センターの主な違いについては、設備基準において、児童発達支援事業所は指導訓練室が必須だが、センターはこの他に、原則として、遊戯室、屋外遊戯場、調理室等が必須となっています。

２の部分ですが、令和４年６月の児童福祉法が改正されたところですが、国の検討会では、そもそも、児童発達支援センターが①一般の児童発達支援事業所との役割分担が不明確であること、②福祉型と医療型に分かれており、医療型の利用は肢体不自由児に限定されていることが協議され、この部分について、法律では、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化、児童発達支援センターの類型の一元化が明記されたところです。しかし、全国的に児発センターの整備が進まない中で、設置の高いハードルとなっている設備基準の議論はされておりません。

「３ 整備目標と設置状況」ですが、国の基本的な指針では、児発センターが専門的機能的の強化を図った上で、地域における中核的な支援施設として位置付け、令和５年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することが基本とされ、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とするとされました。

道の計画では、国の指針を踏まえ、児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け、児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターの整備を進める。発達支援センターの設置数、保育所等訪問支援事業所数については、設置する区域を２１の障がい保健福祉圏域とし、１か所以上設置することを基本とするとしております。

道内の設置状況については、児発センター又は中核センターの設置で、２１圏域のうち１２圏域、 保育所等訪問支援事業所の設置で、２１圏域のうち１６圏域にとどまっているところです。

次のページの「４ 国の基本的な指針の見直し」ですが、現在示されております国の基本的な指針では、地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要と追加され部分でありまして、内容が以前よりも道の計画に沿ったものになっていること、また、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とするとされておりまして、もともと、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築だったものが、保育所等訪問支援に限定するものでなくなっています。

今後の検討についてですが、次期の道の計画については、新たな国の指針に基づきながら、児童発達支援センターや中核センターが整備されていない地域においても、支援体制を評価できるような目標を目指して検討したいと考えております。

また、保育所等訪問支援についても、「保育所等訪問支援を利用できる体制」から「障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制」と見直されることから、①の支援体制の中で、評価することを検討したいと考えております。道独自で実施している市町村中核子ども発達支援センターについても、同様に、①の支援体制の中で、制度を継続すべきか検討したいと考えております。

以上で児童発達支援に係る障がい児福祉計画の成果目標についての説明を終わります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

【構成員 藤田 千晶】

　資料５の内容を聞いておりまして、市町村の子ども発達支援センターが市町村中核という形でセンターと同等の役割を担っていくというお話があったのですが、石狩市はまだ中核の申請を行っておらず、令和５年度中に障がい福祉計画の中で申請していくとしているところですが、この保育所等支援と相談支援があったとしても、児発センターの中味として、事業所への支援とか発達に心配のあるお子さん及び家族への支援を強化しなければならないというのが、なかなか難しいというか、事業所として今やっているのですが、療育のほうとか保育所等訪問支援なんかで、マンパワーを使ってしまって、十分に支援ができない状態でなかなか「中核」には手を挙げられないといった現状があったりするので、この辺りの支援、ただ保育所等の障がい児支援ができているだけではなくて、その他の支援を充実しなければならないというあたりを道としてどういうふうに考えているのか知りたいなと思いました。

【山本座長】

ありがとうございます。事務局のほうでの説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　つまりは、保育所等訪問支援があるだけではなく、その中身を充実させなければならないといったお話でしょうか。

【構成員 藤田 千晶】

そうですね、保育所等の相談支援だけではなく、児発センターがやらなければならないこととして、発達に心配のあるところから、子どもだけではなく、家族への支援というところも、家庭を訪問して支援するとか、巡回した際にその結果どうだったかといった面接とかも含まれているはずなので、そうなるとかなりマンパワーが必要だろうなと。

それぐらい支援はしていきたいと私たちも思っているのですが、そこまでしっかりとした支援ができないだろうなと思っているので、なかなか中核には挙げられないといった思いを持っています。それは、北海道通園センター連絡協議会というよりは、石狩市の事情もあるのですが、そういうところで、支援をどのくらいしていかなければいけないのか、ただ保育所等訪問・相談支援だけではないのではないかといったところを確認したいですね。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　その点につきましては、国の指針も変わったところではありますので、今後につきましては、更にお話をお伺いしながら、今後検討させていただきと考えております。

【構成員 藤田 千晶】

　ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

【構成員 北川 聡子】

　児童福祉法の改正により、一元化になるということだと思うのですが、道の中で医療型の児童発達支援センターが、たしか旭川が福祉型に移行したと聞いているのですが、その他に医療型の児童発達支援センターがあるのかお伺いしたいです。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　手元に細かいところまでの資料はないのですが、該当するセンターはなかったように記憶しています。

【構成員 北川 聡子】

たしか、早くに旭川が福祉型に移行したということで。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

そうですね、該当するセンターはなかったものと記憶しています。

【構成員 北川 聡子】

　では、北海道としては、一元化というのは大きな課題ではないということでしょうか。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　そうですね、もともと該当施設がない状況ですので、現状変わりはないということになるかと思います。

【構成員 北川 聡子】

　国のいっている児童発達支援センターの中核的な役割というところで、①発達支援や家族支援の専門性とか、②早期の支援をするとか、③地域の事業所のスーパーバイズとか、④幼稚園・保育園等のインクルージョンの推進とか、この４つの柱だと思うのですが、中核的な役割を児童発達支援センターが担っていくという時に、今藤田様がおっしゃった中核的な子ども発達支援センターが同じく北海道の中で、その役割を担って欲しいというお考えなのか、道としての見解をお伺いさせてください。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

中核の子ども発達支援センターが担っていければというところですが、元々児童発達支援センターが担うということになっているのですが、なかなか設置が難しいということで市町村中核子ども発達支援センターを創設したところでございます。

その一方で、なかなか普及が進んでいないという現状があるのと、国のほうでも、児童発達支援センター以外の方法があれば、別の方法でも差支えないといった方向性になっているので、詳細につきましては、今後検討させていただればと考えております。

【構成員 北川 聡子】

　ありがとうございます。国も以前は児童発達センターを強調していたのですが、現在はその機能があればいいのではないかというところで、北海道のやり方を見学して、こういう方法で設備が整っていなくても、機能を有していればいいのではないかということもお話していたのではないかと思いますが、全体としては、障がい児支援もこども家庭庁に移管されたということで、北海道もそうですけど、ほかの子ども施策とどういうふうな関係でやっていくかという時に、子ども家庭庁自体の流れとしては、インクルージョンのほうの流れが強くなってくるかなと思うので、地域を支える人材というのは、国のほうにも知的障害福祉協会では要望していますが、ちゃんと地域を支えるだけの人材がいないと、なかなか地域全体の幼稚園・保育園、子どもとその家族を支えられないので、その辺の人材とかも含めて、北海道においても、一緒に考えていただかないと実際インクルージョンの推進自体は「絵にかいた餅」になっていくかなと思いますが、やっぱり、小さい頃からインクルージョンの中で育っていくというのが、そしてその子の育ちもきちんと保障されるためには、この中核の役割は大事だと思いますので、できるだけいい形で北海道としても、進めていけたらいいなと思っていますので、よろしくお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　ありがとうございます。地域において、専門人材の確保がなかなか大変というお話はこちらのほうでも聞いているところでございます。今後のどのような形になるかについては、引き続き検討させていただきたいと考えております。

【構成員 北川 聡子】

　専門の人材というと、医療職、OT・PT・STといったイメージもありますが、保育士でもベテランで研修とかを受けていたり、あるいは、地域を支えるための研修の体制を整えたりすることが、今後必要になるのではと考えておりますので、よろしくお願いします。

≪道の施策（実績）③≫

【山本座長】

続いて、（３）ウ「難聴児の各種施策について」事務局から説明をお願いします。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課の鹿内です。よろしくお願いいたします。冒頭に御説明しました６月の組織再編により、障がい者保健福祉課から業務が移管されたということで、こちらについては、当課から御説明させていただきます。

まず、「難聴児の各種施策」について御説明させていただきます。資料６を御覧ください。１番目として、国における検討について記載しております。令和４年２月２５日、厚生労働省の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針作成に関する検討会」において、基本方針が示され、「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保」など、難聴児の早期発見・早期療育推進のための方策などが示されました。資料６－１が概要となっておりますので、後ほど御確認ください。

２番目に、令和３年から５年度を計画期間とする「第２期北海道障がい児福祉計画」の抜粋を記載しています。計画策定における国の指針に「中核的機能」の記載がされていたことを踏まえ、アンダーラインに示しているとおり、その旨を記載しています。

なお、計画策定のための、国指針に定める成果目標において、「都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する」ということが示されたことから、今回の計画の見直しにおいて、難聴児福祉計画を障がい児福祉計画の中に位置づけることとしました。

続いて、３番目を御覧ください。昨年度実施した、難聴児の実態調査の、結果の概要です。調査結果は、昨年度第２回の協議会で御説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

続いて、４ページの４番目、身体障害者手帳の交付対象とならない、「軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費等の助成制度」です。制度を実施している市町村は、令和４年度時点で７４ヶ所となっています。制度の概要は、資料６―２となっておりますので、後ほどを御確認ください。

５番目、「道立聾学校専門支援事業」は、昭和６３年度から、道内６箇所の道立聾学校に協力いただき実施している事業です。各学校内に乳幼児相談室を設置し、そこに０～２歳児とその保護者が通って遊びを通じた療育や基本的な生活習慣の習得、保護者の子どもへの関わり方の支援を行っており、令和４年度の利用者数は１２３人となっています。

５ページを御覧ください。６番目の「難聴児等支援派遣研修事業」は、難聴児等の支援に関わる職員や事業所の養成を目的に、市町村子ども発達支援センター等に発達道立施設の言語聴覚士や道立聾学校の先生を講師として派遣して研修を実施する事業で、平成３０年度から実施しています。

研修は、難聴に関する基礎的な事項を、伝達する「事業所養成研修」と、難聴児個々のケースに応じた、対応能力の向上を図る「個別療育研修」の２種類があり、それぞれの実績を表のとおりとしておりますので、後ほど御確認ください。

　以上が難聴の各種施策についての説明となります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

≪構成員一同 意見等なし≫

≪道の施策（実績）④≫

【山本座長】

続いて、（３）エ「障害児入所施設における過齢児への対応について」事務局から説明をお願いします。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

続いて、障害児入所施設における過齢児への対応について御説明させていただきます。資料７を御覧ください。

　１の経緯については、昨年の協議会で御説明させていただいたとおりです。

２ページの、２番目、「北海道における未移行者の状況」についてですが、記載しておりますように、札幌市を除いた未移行者の人数は、９人、10人、８人とほぼ横ばいで推移しています。（２）は札幌市の未移行者の人数であり、札幌市から情報提供してもらいましたので、参考として記載しました。R5.4は未移行者が０名となっております。

なお、計画策定のための、国指針に定める成果目標において、「障害児入所施設に入所している児童が１８歳以降、環境を円滑に移行できるように、令和８年度末までに各都道府県（指定都市）において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。」が、加わりましたので、「計画の基本的な考え方」に反映させております。

以上が障害児入所施設における過齢児への対応についての説明になります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

【構成員 林寺 隆憲】

　一点質問と一点お話があります。まず、質問になりますが、資料７の２ページ目で「２ 北海道における未移行者の状況」の医療型で確認したいのですが、医療型は既に18歳を超えても入所が継続できるということで、恒久的に既に認められていると思いますが、資料の中で北海道においても、札幌市においても、年度によって「１」という数字が記載されていますが、この医療型障がい児施設の未移行者の対象になっている方というのは、どういった方がカウントの対象になるのか、教えていただければと思います。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　ありがとうございます。こちらは、国からの調査の結果で報告していただいた人数になるのですが、医療型入所施設と福祉型入所施設それぞれに18歳以上の未移行者の人数を調査しております。その中で施設から報告のあった移行調整がまだ済んでいない報告のあった人数を記載しております。

【構成員 林寺 隆憲】

　ということは、医療型障がい児入所施設も移行させる方は移行させると思うので、移行させている調整の中で18歳を超えている方がカウントされているとの理解でよろしいでしょうか。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　そのように承知しております。

【構成員 林寺 隆憲】

　ありがとうございます。もう一点、「協議の場」というところにも関連すると思うのですが、今回児童福祉法の改正概要の中で、障がい児入所施設の入所児童等が、地域生活へ移行する際の調整の責任主体が都道府県・政令市に明確化されることと、状況に応じて22歳満了時まで入所継続を可能とするといったような概要になっていて、その中で実際、都道府県及び政令市が取組む内容としては、関係者との協議の場を設けるですとか、移行に関する総合的な調整を行うといったことが示されていると思いますが、２年前に報告された実務者会議の報告書の中で、実際に入所児童を円滑に移行させるためには、成人サービスの色々な体験利用がとても重要だということが示されているかと思いますが、ただそれが措置児童の場合は、一旦措置を停止しないと支給決定が受けられないとか、実際措置を停止したとしても、結局は障がい児入所施設の職員が体験利用に付き添ったりなど、色々な課題があったかと思いますが、その中で実務者会議の報告書の中でも、そういった相談支援や体験利用についても、都道府県が障がい児入所施設における処遇の一環として、一元的・包括的に決定できる仕組みが必要だということが示されているかと思うのですが、ここら辺の指摘内容は本当にその通りだと思っていて、22歳まで入所を延長させることができても、実際に入所している子どもが成人サービスを利用できないのであれば、なかなか円滑な移行に結び付くのが難しいと思っているのですが、実務者会議の報告書も踏まえて、例えば資料にもあるように、厚生労働省の説明会や移行支援専門官との打ち合わせといったところもあったかと思うのですが、こういった中で円滑な移行に向けた体験利用というところの決定について、何かお話があがっていたら教えていただきたいです。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　ありがとうございます。体験利用については、詳しい資料が手元になく申し訳ないのですが、北海道は広域であるという地域特性があることと、移行できていない児童数が他県に比べるとそこまで多くないという状況も踏まえまして、国の担当者との打ち合わせの中で、移行に関する協議の場ですとか体制がどういったものがふさわしいのかというのは、現在検討段階でして、今後施設の方々の御意見ですとか、関係団体の御意見を伺いながら、どのような協議の場がふさわしいのかということも含めて今後検討していきたいなと考えています。

【構成員 林寺 隆憲】

　ありがとうございます。本当にそのとおりかと思います。これから検討していく段階かと思いますが、協議の場において、何を協議するのかということと、責任主体が都道府県になったことで、これまで施設が中心となり行ってきた移行支援にどのような変化があるのかということについては、まだ施設側が具体的なイメージを持てていません。移行支援計画を出して、その後どういうふうに北海道と協力して円滑な児童の移行に結びつけるのかといったことがイメージできていないのですが、ただ今お話した実務者会議の報告書にもあったように、例えばこの人にはこういう体験利用がスムーズに利用できるシステムが必要であるといったことが協議されて、それが実現できてくると、北海道が責任主体となって円滑に移行できるシステムができたなと施設側も強く感じることができるので、その辺の協議の内容とグループホーム等の体験利用が通所サービスも含めて、円滑な移行に必要なものと捉え、スムーズに活用できるシステムをつくることが大変重要かと思いますので、よろしくお願いいたします。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　貴重な御意見ありがとうございます。今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

【構成員 北川 聡子】

　今、林寺様がおっしゃったように、加齢児の移行ということで、これからは都道府県が責任主体となっていくということで、北海道としてまだこれからということでしたが、概ねいつ頃方向性というか、年に何回くらい協議を行うとか、市町村との関係とか、北海道の場合広域になるので、色々あると思うのですが、関係者がどういった人たちが集まって協議を行うとか、現時点でイメージがあれば少しでも教えていただければ、現場の障がい児入所施設の方々が安心するかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【子ども家庭支援課障がい児支援係 係長 鹿内】

　ありがとうございます。大変申し訳ないのですが、今の段階では、どのようなイメージというのはお答えできかねる状況でして、もちろん施設の関係の方や市町村の関係者が参加していただく必要があるとは思っているのですが、具体的に年に何回開催してですとか、どういう会議体でというのは、そこまで話を詰められていない状況ですので、何か新しい動きがあった際には、皆様に情報提供させていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【構成員 北川 聡子】

　ありがとうございます。北海道は比較的加齢児のことも、北海道としても努力して、移行が全国の中でも比較的早く進んだ地域だと聞いていますので、お互いに道だけではなく、私たち民間の団体も含めて、一緒にどういう方向性がいいのかということを話し合っていければというふうに思いますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

≪計画の基本的考え方について≫

【山本座長】

続いて、（４）「計画の基本的考え方について」事務局から説明をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

それでは、先ほど説明いたしました骨格案等を基に、「基本的な考え方」を作成しましたので説明いたします。資料としましては、「新旧対照表」、「基本的な考え方の概要版」と「全文」となっています。

　まず、「基本的な考え方」の案について審議いただく前に、全体像について御説明します。資料８－１を御覧ください。１ページ目、「１ 計画策定の目的等」についてですが、障害者総合支援法、児童福祉法、北海道障がい者条例に基づきまして、障害福祉サービス等の提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定め、「希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくり」を目指していきます。計画期間は、令和６年度から11年度までの６年間とし、サービス利用量の見込み等を定めるものとなっております。令和８年度に目標の達成状況や障がい施策の動向、国の障害者基本計画の策定作業などを踏まえて、必要な見直しを行います。

「２ 計画の位置付け」といたしましては、障害者基本法に基づき都道府県障害者計画として道が策定するものです。なお、社会福祉法その他の法律の規定による計画であって障がい者等の福祉に関する事項を定めるものと調和を保ちながら策定します。

「３ 計画の策定体制」につきましては、計画策定の総括的な協議を障害者基本法に基づき設置しております。この「北海道障がい者施策推進審議会」において、協議をさせていただきます。なお、前回の「第６期北海道障がい福祉計画策定」にあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、タウンミーティングを実施しませんでしたが、今回の策定においては、道内各地域で開催するとともに、その後パブリックコメントを実施させていただきます。

２ページ目、「４ 計画策定のポイント」につきましては、５月に示されました国の基本的な指針に即して策定させていただきます。

「５ 計画推進のための基本的な事項」といたしまして、「（１）目指す方向」は、希望するすべての障がいのある方が安心して地域で暮らせる社会づくりを目指しまして、地域における生活の維持及び継続の推進、就労定着に向けた支援、地域共生社会の実現に向けた取組、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築、障がい者の社会参加を支援する取組、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築、発達障がい者支援の一層の充実を推進いたします。

次に、「（２）計画推進のための基本的な考え方」につきましては、①北海道障がい者条例の施策の推進、②生活支援体制・地域移行支援の充実、③サービス提供基盤の整備、　④保健福祉・医療施策の充実、⑤人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上、⑥障がい児支援の充実、⑦発達障がい者や医療を必要とする人等への支援、⑧就労支援施策の充実・強化、⑨自立と社会参加の促進・取組定着、⑩権利擁護の推進、⑪北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進、⑫安全確保に備えた地域づくりの推進を柱といたしまして進めていきます。

続いて６番目「計画の推進管理」につきましては、計画目標の達成状況や市町村計画の進捗状況などを定期的に把握するとともに、その分析・評価を踏まえ、課題等がある場合は計画の見直しなど、必要な措置を行うこととしております。

最後に「７ 策定スケジュール」につきましては、今後、８月に、「第２回北海道障がい者施策推進審議会」、９月に基本的な考え方を議会報告し、タウンミーティングを実施、10月に「第3回北海道障がい者施策推進審議会」、11月に計画の素案を議会報告、12月に計画の素案に対するパブリックコメント、１月に「第4回北海道障がい者施策推進審議会」、２月に計画（案）を議会報告、３月に計画策定のスケジュールとなっております。

　また、今回審議いただく内容ですが、資料８の１７ページ～１８ページの「⑥障がい児支援の充実」、「⑦発達障がいのある人や在宅の障がいのある人等への支援」につきましては、内容を所管しております本協議会において御意見等をいただきながら、検討させていただきたいと思っております。

現在の計画と次期計画の主な変更点ですが、先に御説明したとおり、左の「北海道障がい者基本計画」（青色の部分）と、左から２番目の「北海道障がい福祉計画」（オレンジの部分）を統合することとしておりまして、さらに一部文言を整理したものが、それが右から２列目の部分で、この部分が「基本的考え方」の案となっています。

この部分について御意見等をいただきながら、検討させていただきたいと思っております。説明は以上となります。

【山本座長】

ただいま、説明がありましたが、この資料に対する意見について、皆様から発言をお願いします。

　冒頭で御説明いただきましたとおり、この協議会に関連する部分については、ここが中心になって色々意見を出していくということで、9月中旬以降に開催予定の第二回協議会と12月中旬に開催予定の第三回協議会話し合いを進めていくといった流れかと思います。現時点で御質問等あればお伺いしますがいかがでしょうか。

【構成員 北川 聡子】

　17ページで合っているか定かではないのですが、相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供体制の整備というところで、北海道において、障がい児の計画相談が今どのようになっているのか教えていただければと思いました。セルフプランが多いのか、それとも、割と市町村なりが、きちんとした計画相談を子どもたちに立てられているだとか。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　相談支援に関しては、手元に関連資料がないため、詳細をお答えできず申し訳ありません。

【構成員 北川 聡子】

　では、また教えていただきますようお願いします。

【山本座長】

　プラン作成の関連については、北川様から御意見があったということで、後日事務局からの回答をお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　了解いたしました。

【構成員 藤田 千晶】

　先ほどの北川様のお話で、私センターで相談支援専門員をやっているのですが、石狩市の場合だけではなく、近隣の「相談支援ネットワーク会議」という会議も作っていて、その中で先日お話もしていたのですが、計画相談の件数はうなぎのぼりで、計画を立てていく人数はどんどん増えていますし、市によっては、セルフプランは絶対ダメという形で、かなり一人一人の職員が抱えていて大変そうだなという状況が見えます。

　利用者もどんどん増えていると同時に、計画相談も増えているというのが実情かなと思います。相談支援専門員については、個人的な意見もプラスされてしまうのですが、相談支援専門員の研修を受けて増やしていくというところについては、すごくいいなと思うのですが、相談支援の報酬がそこまで高くないということもあったり、石狩市なんかも、事業所数が全然増えていかないというところで、一つの事業所で抱えきれないというところがあったり、当センターは障がい児支援だけなので、18歳までとなっていますが、その後大人になっていくというところで、どの相談支援事業所に渡していったらいいかというのが、すごく悩みどころなので、大人になっていくお子さんの相談できる場所の確保というのも考えていけたらいいなというふうに考えています。よろしくお願いします。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　お子さんのプランから大人のプランに切り替わる際のお話でしょうか。

【構成員 藤田 千晶】

　それも足りないなというふうに思っていて、大人の相談もすごく多いのですが、子どもがどんどん育っていって、そのための相談支援事業者が足りないなというふうに感じているので、その辺については、市町村で考えていかなければならないというところもあると思うのですが、道のほうでも指導してもらって、事業所を増やすような取組を実施できればいいなと考えています。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　了解いたしました。御意見賜りましたので、今後検討させていただければと思います。

【構成員 長江 睦子】

　札幌に限定するお話かもしれませんが、札幌では高校を卒業する段階での相談支援事業所は、見つけられないに等しいです。緊急でない限り、相談を受けていただけない状況もあり、こちらは定かではありませんが、ある高等支援学校でセルフプランを作成する指導をしているという話も聞いています。結局、相談支援事業所とつながることができないので、親御さんにセルフプランの書き方を教えているということで、それはまた本末転倒ではないかといった形もあります。

なかなか札幌の相談支援事業所では、今現在相談を受けている方で手一杯というお話も聞いていて、相談支援事業を使うことができないというのが、札幌以外の地域でも事業所がたくさんあるわけではないので、道内全体として、方向性としては、セルフプランというよりは、事業所を利用できずにセルフプランになっているといったような話を聞いたことがあります。

なかなか事業所が増えない。札幌市に至っては、指定が外れたりだとか、色々な不都合が出て、年齢を重ねている人たちも相談をするところがない、使い勝手がよくないというところにも繋がっています。相談先だけではなく、利用するサービスについても、職員不足ですごく使えない、コロナもあってか、ヘルパーさんが不足していて、その活用ができていないので、利用ができず、本人さんたちの外出が本当にできていない現状やお話を聞いているので、そこの人材だったり、人材の育成だったりを大事に、今後どうしていくべきかというところが大事だなと思います。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　需要に対して、供給が足りないといったお話でしょうか。

【構成員 長江 睦子】

　需要に対して、供給も足りないのですが、相談員という形で、先ほど申し上げたとおり、研修を受ければすぐに対応できるのかといえば、そうではないと思います。そういう意味で、今後相談員も育てなければならないのと、元々の事業所の職員さんだったり、そういうところの育成も重要になると思います。

また、その前の学生さんにいかに興味を持ってもらって、障がい者施設だけではなくて、福祉のほうに入ってもらうPRも大事なのではないかと思っています。福祉事業所もそうですが、学校の先生不足もあるみたいで、福祉関係全体でいえば、人不足でそのために本人たちが困っているという現状があるので、親の立場から申し上げるとそのように思っています。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　了解いたしました。御意見賜りましたので、今後検討させていただければと思います。

【構成員 北川 聡子】

　相談支援専門員だけではなくて、児童発達支援管理責任者も非常に足りなくて、産休の取得が困難であるとか、取得しても少ない期間になってしまうとか、手を挙げて受けたい人はたくさんいるが、なかなか取れない実態があるので、そのあたりも今後解決してく必要があるのではと思います。

【障がい者保健福祉課発達支援係 係長 岩山】

　了解いたしました。御意見賜りましたので、今後検討させていただければと思います。

≪全体の総括≫

【山本座長】

全体を通じて、事務局から何か補足説明などはありますか。

≪事務局 補足事項なし≫

【山本座長】

それでは、全体を通して、意見など追加がありまたら、御発言をお願いします。

≪構成員 意見等なし≫

【山本座長】

　これで、本日予定しておりました議事は終了いたしましたので、進行を事務局にお返しします。

≪閉　会≫

【障がい者保健福祉課 課長補佐 冨加見】

　山本座長、ありがとうございました。本日の協議会で、皆様からいただいた貴重な御意見については、事務局において整理するとともに、議事録を作成の上、後日皆様へ確認を御依頼させていただきますので、改めての御協力をお願いします。

最後に連絡事項ですが、今年度の協議会につきましては、第７期計画の内容を検討するために、通常よりも多く開催する予定でおります。次回につきましては、９月頃を予定しておりますが、詳細につきましては、事務局より追って御連絡いたしますので、

引き続き本協議会への御協力をお願いいたします。

それでは、以上をもちまして発達支援推進協議会を終わります。長時間にわたる御協議ありがとうございました。

（了）